

法定無線設備の搭載義務化

対象船舶

- 以下の船舶に対し、法定無線設備（運航中、常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができる無線設備）から**携帯電話を除外又は法定無線設備の搭載を義務化**。

旅客数 航行区域		①旅客定員13人以上の船舶		②旅客定員12人以下の船舶(事業の用に供するもの)	
		12m	20トン	12m	20トン
平水区域	湖川港内 (琵琶湖を除く)	—		—	
	琵琶湖	業務用無線、衛星電話又は携帯電話※		業務用無線、衛星電話又は携帯電話※	
	上記を除く平水区域				
沿海区域	2時間限定沿海	業務用無線、衛星電話又は 携帯電話		業務用無線又は衛星電話	
	沿岸5マイル	業務用無線又は衛星電話			
	上記を除く沿海区域				

※ 航行区域が携帯電話のサービスエリア内にある場合に限る

 : 知床遊覧船事故を踏まえた強化/見直し部分

適用日

①旅客定員13人以上の船舶

- ・「海上運送法」の適用を受け人の運送に使用される船舶：適用済み
- ・遊漁船業にのみ供する船舶：検討中
- ・上記に該当しない旅客定員13人以上の船舶：令和6年4月1日※

②旅客定員12人以下の船舶（事業の用に供するもの）

- ・「海上運送法」の適用を受け人の運送に使用される船舶：令和7年6月1日予定※
- ・遊漁船業にのみ供する船舶：検討中

※ 現存船は適用日以降の最初の間接検査又は定期検査までの経過措置あり

海上で使用可能な無線設備

VHF無線電話



MF無線電話



27MHz帯無線電話



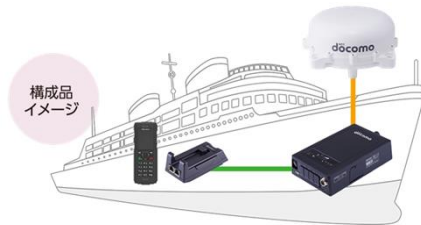
400MHz帯無線電話



- ✓ 海上で使用可能な無線設備を法定無線設備として新たに導入する場合には、以下の全てを満たすことが必要。
 - ・ **運航中の船舶と常時通信できる**、申請者が開設する海岸局又は申請者が加入する法人若しくは団体の海岸局
 - ・ 無線設備の操作を行うことのできる、電波法に基づく無線従事者（海上特殊無線技士等）の配置
 - ・ 無線設備を運用するための、電波法に基づく無線局（船舶局）の免許
- ✓ 既に海上で使用可能な無線設備を開局している船舶局や通信の相手方となる海岸局においても、旅客を搭載する船舶の法定無線設備として運用するにあたり、電波法に基づく無線局免許の変更（通信の相手方や通信事項等）が必要な場合がある。

衛星電話

N-STAR電話



インマルサット衛星電話



衛星携帯電話



携帯電話



- ✓ 携帯電話は法定無線設備として利用不可。（携帯電話のサービスエリア内の平水を除く）
※ただし、携帯電話を通信手段として活用することを妨げるものではない。

※画像はイメージです。当該機種を設置するだけで法定無線設備とはなりません。（資料に記載の無線局の免許や、船舶検査での確認が必要）

平水区域(携帯電話のサービスエリア内)を航行区域とする船舶は、無線施設免除申請書を提出し、許可を受けた場合に限り、携帯電話を法定設備にできる。

